

年金

●年金を受ける時

年金を受けるために必要な書類は、それぞれ異なりますので、お問い合わせください。

国民年金のほかに、厚生年金保険や共済組合などの加入期間のある人の手続きは、それぞれ年金事務所または各共済組合で行なってください。

●国民年金の種類

①老齢年金・通算老齢年金

原則として、大正15年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間（10年）を満たした人が、65歳になったときに支給されます。（受給資格期間は生年月日に応じて短縮されます。）

②老齢基礎年金

原則として、大正15年4月2日以後に生まれた人で、保険料を納めた期間（保険料の免除された期間を含める。）や、ほかの年金に加入していた期間の合算が10年以上ある人が、65歳になったときに支給されます。

③老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人に支給されます。

この年金は、本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合や、恩給、ほかの公的年金を受けている場合には、支給制限を受けることがあります。

年金の支給月	① 老齢年金・通算老齢年金	2月 4月 6月 8月 10月 12月
	② 老齢基礎年金	
	③ 老齢福祉年金	4月 8月 12月（請求があれば11月）

●支給の繰下げ

国民年金の支給開始年齢は65歳ですが、本人の希望により繰下げ請求ができます。



お問合せ先

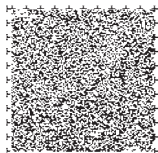
日本年金機構 渋谷年金事務所
国民健康保険課 国民年金係

☎ 3462-1241
☎ 3463-1797

税金

◎住民税（特別区民税・都民税）の申告について

- 確定申告をした人や、公的年金等支払報告書が区役所へ提出され他の所得がなかった人については、住民税の申告は不要です。
- 遺族年金等の受給者や被扶養者等で所得がなく、住民税の申告義務がない人であっても、後期高齢者医療保険や介護保険の保険料等の算定資料となるため、申告をおすすめします。



◎所得控除について

住民税が課税される人は、所得控除の申告をすることにより、課税される所得金額が低くなる場合があるため、忘れずに申告してください（所得控除の詳細については、お問い合わせください）。

●扶養控除

同一生計の扶養親族がいるときには、扶養控除を受けることができます。

●障害者控除

本人または扶養親族が障害者の場合に、障害者控除を受けることができます。

●寡婦控除

夫と死別または離別した後再婚していない人は、寡婦控除を受けられることがあります。

●ひとり親控除

婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子がいるひとり親世帯の方は、ひとり親控除を受けられる場合があります。

◎年金からの住民税の特別徴収（引き落とし）について

その年の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、住民税が特別徴収（引き落とし）の対象となる人がいます。

- 障害年金および遺族年金は非課税のため、対象となりません。
- 年金から引き落とされるのは年金所得の金額から計算した住民税のみです。



お問合せ先

【所得税】 渋谷税務署

☎ 3463-9181

【住民税】 税務課 課税第一係

☎ 3463-1719

税務課 課税第二係

☎ 3463-1726

生活保護・生活支援相談

生活にお困りの人に対して国で定めた生活基準を保障し、あわせて自立を援助します。

また、生活支援相談窓口も設けています。

●生活保護

- 生活扶助 衣食そのほかの日常生活に必要な費用
- 住宅扶助 家賃や地代など必要な費用
- 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- 介護扶助 要介護者、要支援者の介護に必要な費用

そのほか生業扶助、教育扶助、出産扶助、葬祭扶助等があります。

●生活支援相談

- 自立相談支援事業 生活上のお困りごとを解決するために、必要な関連機関と連携して支援を行います。



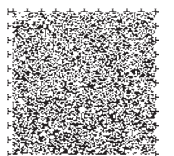
お問合せ先

生活福祉課 相談係

☎ 3463-2042

生活支援相談窓口

☎ 3463-2116



くらし